

7月の豪雨による

災害復旧事業費を含む

9月補正予算など可決

9月定例市議会が9月5日から21日までの日程で開催されました。山岸市長は招集のあいさつで、「団塊の世代対策として、定住・短期滞在を促進するため、戦略的な情報発信を図り、エコミュージウム事業に組み込むなど新規施策と従来の定住政策を総合的に機能させ、実効のある施策を展開していきたい。」と、団塊の世代定住化促進への決意を述べました。

定例会で決まった内容は、次のとおりです。

決まった主な内容

- 男女共同参画社会、女性の自立を目指した活動を推進するために勝山市男女共同参画推進条例が制定されました
- 10月1日からの医療保険制度の改正によって、出産一時金が30万円から35万円に引き上げられたことに伴い、勝山市国民健康保険条例の一部を改正しました
- 行財政改革を推進する立場から、市長は7・6%、助役は5・3%、教育長は5・3%の給与を減額しました



市長招集あいさつ

● 予算 ●

- 勝山市一般会計補正予算(第3号)
- 勝山市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 勝山市水道事業会計補正予算(第3号)
- 勝山市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 勝山市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 勝山市一般会計補正予算(第2号)に関する専決処分の承認を求めることについて
- 勝山市下水道事業特別会計補正予算(第2号)に関する専決処分の承認を求めることについて
- 勝山市水道事業会計補正予算(第2号)

● 条例制定等 ●

- 勝山市男女共同参画推進条例の制定について
- 勝山市消防本部、消防署の設置、位置及び名称並びに管轄区域に関する条例等の一部改正について
- 勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 勝山市重度心身障害児(者)医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 勝山市立児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 勝山市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- トンネルじん肺根絶を国に対して求める陳情書
- 安全・安心の医療と看護の実現のための陳情書

め医師・看護師等の増員を求める陳情書

● 意見書 ●

- トンネルじん肺根絶を国に求める意見書について
- 医師・看護師等の増員を求める意見書について

● その他 ●

- 土地の取得について
- 勝山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 山内 孝氏(北郷町森川)
- 勝山市農業委員会委員の推薦
- 北山 謙治氏(沢町1)
- 議会特別委員会の設置
- 全議員で構成する「旧機業場対策特別委員会」を設置

● 議会特別委員会の設置 ●

副議長に 笠松捷多朗議員

9月21日の本会議において、手塚貞臣副議長が辞職し、笠松捷多朗議員が副議長に当選されました。

国から地方へ

平成19年から税源移譲によって
あなたの住民税が変わります。

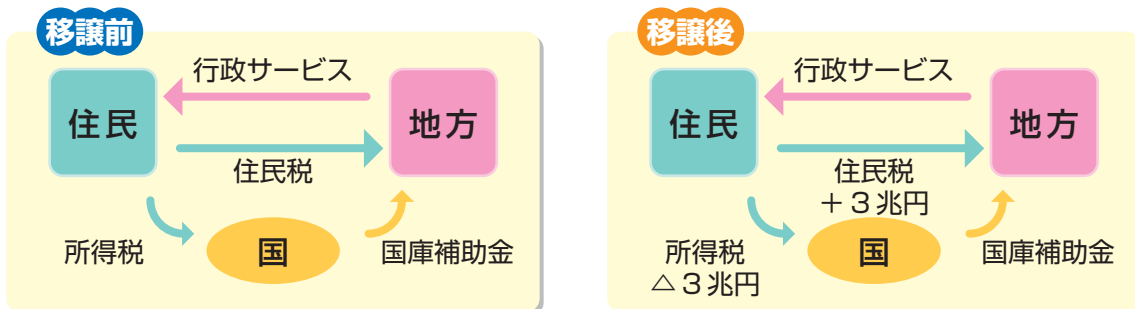
(住民税とは、県民税+市民税の合計額です。)

Q どうして変わるの?

A より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われるからです。

「地方でできることは地方に」という方針のもと進められている三位一体改革。地方団体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その行財政システムは必ずしも自主性が高いとはいえません。

このため、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲をすることになりました。



Q 税負担は増える?減る?

A ご安心ください。税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

住民税所得割の10%比例税率化に伴い、国が集める国税(=所得税)の税率構造も見直されます。住民税については最低税率が5%→10%に引き上げ、最高税率が13%→10%に引き下げとなっていますが、

所得税は逆に最低税率が10%→5%に引き下げ、最高税率が37%→40%に引き上げとなります。また、人的控除の差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で「住民税+所得税」の納税者の負担は変わりません。



独身者の場合

給与収入	税源移譲前 (単位: 円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000	0円
700万円	474,000	307,000	781,000	0円
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000	0円

夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前 (単位: 円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	0円

※夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています

★上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止されるなどの影響があることに留意ください

問 税務課(☎内線243・244)